

福岡地方最低賃金審議会  
第3回 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和2年10月1日  
15:15～17:00

2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室  
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員            3名  
          労働者代表委員            3名  
          使用者代表委員            3名

4 議題：福岡県電気機械器具等製造業最低賃金の改定について

5 議事要旨：議題について

労働者側代表委員からは、

前回、9円の引き上げを主張したが、現下の経済動向を踏まえ、リーマンショック当時における最賃額改正の経過等も参考にし、5円での引き上げを求めたい

企業経営の苦しさは理解しているが、消費の冷え込みを改善するには、賃金の底上げを図り、また、底上げによって優秀な人材の確保や、他産業との賃金格差の縮小に繋げるべきである

雇用の維持優先も理解するが、その努力は労使双方で守ってきたものであって、賃金改定の凍結は、消費マインドの向上を阻害するものであるとの主張であった。

使用者側代表委員からは、

労使協議は今後も尊重するが、他方、業界内の企業はコロナ禍の中で努力を続けており、雇用の維持だけでギリギリの状態である。金額の据え置きを主張したい

景況感、売上げ、企業収益全てが対前年比で大幅に赤字となっており、先行きの見通しは暗い。しかも現在、雇調金ほか国や自治体の助成金の支援を受けているが、それ以上に、中小企業は資金繰りを融資に頼っている実態にある

今後、相当の負債を抱えることを想定しながら、雇用の維持に努力していることを理解して欲しい

コロナ禍の影響による解雇が増加傾向にあるとのことであって、今後益々厳しい状況が予想され、今年度の賃金改正については、労使共に「緊急事態」にあることを認識すべきである

との主張であった。

労使の主張には未だ開きがあり、結審に至らず。部会長が次回までに労使双方が意見の一致に向けた十分な打ち合わせを行うことなどを求め、次回の部会で全会一致による結審を目指すこととなった。